



目次	ページ
規則	
◎高知県会計規則の一部を改正する規則 <4・1 揭示>	1
訓令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
◎高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 <4・1 揭示>	3
告示	
○包括外部監査契約の締結 (行政管理課) <4・1 揭示>	3
◎告示(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (会計企画課) <〃 >	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程 <3・31揭示>	5
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程 <〃 >	5
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程 <〃 >	6
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程 <〃 >	6
高知県公営企業局訓令	
◎高知県企業局電子署名規程の一部を改正する訓令 <3・31揭示>	6
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 <3・31揭示>	6
◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則 <〃 >	6
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 <〃 >	8
◎高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則 <〃 >	9
高知県教育委員会訓令	

◎組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令 <3・31揭示>	9
高知県教育委員会告示	
◎高知県保護有形文化財の指定 <3・31揭示>	9
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令 <4・1 揭示>	10
高知県公安委員会告示	
○交通安全活動推進センターの名称等の変更の届出 <3・25揭示>	11

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年4月1日(揭示済) 高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第43号
高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(これに準ずるものを含む。)」を削り、同条第9号中「第5号」を「第6号」に改める。

第4条第2項中「上席の者」を「会計経理を総括する者」に改め、同項第5号から第8号までを削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「子ども課」を「子ども課、県民生活・男女共同参画課」に、「及び住宅課」を「住宅課及び教育委員会事務局高等学校課」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「総務企画課、」を削り、「自然共生課、商工労働企画課」を「環境共生課、環境対策課、商工政策課」に、「森林企画課、海洋企画課」を「森林政策課、海洋政策課」に、「及び建設管理課」を「建設管理課及び教育委員会事務局総務福利課」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総務企画課にあっては、課長補佐

第4条第2項第9号を同項第6号とし、同条第5項中「第2項第1号、第2号、第5号、第7号及び第9号」を「第2項第1号から第3号まで及び第6号」に、「同項第3号、第6号、第8号及び第9号」を「同項第2号、第4号及び第6号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第9号」を「同項第6号」に改める。

第5条第8項中「前条第2項第4号」を「前条第2項第5号」に改め、同条第13項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 課の長は、前項の規定により充てられた物品取扱員が不在のときは、当該不在の間を限度として、他の者を物品取扱員に指名することができる。この場合において、当該充てられた物品取扱員は、当該不在の間、物品取扱員の職を解かれたものとする。

第7条第1項第8号を同項第9号とし、同項第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「県民生活課」を「県民生活・男女共同参画課」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務 総務企画課の出納員

第8条第1項中「前条第1項第7号及び第8号」を「前条第1項第8号及び第9号」に改める。

第9条の見出し中「事務引継ぎ等」を「事務引継等」に改め、同条第1項中「第4条第2項第1号から第3号まで及び第5号から第9号まで」を「第4条第2項各号(第5号を除く。)」に改める。

第21条第1項中「ついては、別記第6号様式」を「あつては別記第6号様式による内訳書を、相手方が2人以上にわたるものにあつては別記第6号様式の2」に改める。

第22条第1項中「基づいて」を「基づいて、速やかに」に改める。

第23条中「代えるものとする」を「代えることができる」に改める。

第35条第2項中「の領収書」を削り、「当該納入義務者に」を「当該納入義務者に当該納入通知書等の領収書を」に改める。

第45条第2項に次のただし書を加える。

ただし、資金前渡職員から受理した請求書については、この限りでない。

第50条第4項に次のただし書を加える。

ただし、契約書等において定めがあるときは、この限りでない。

第89条第2項ただし書中「請け書」を「請書」に改める。

第94条第1項第11号中「及び別記第69号様式の2」を削る。

別表第1の表中「岡豊」を「安芸、岡豊」に改め、「高知丸の内」を削り、「高知南」を「高知南、高知北」に、「高知若草養護学校」を「及び高知若草養護学校」に、「庶務担当の」を「、会計経理を総括する」に、「事務長を兼務する事務職員」を「事務職員を兼務する事務長以外の上席の公立学校事務職員(定時制の事務職員を除く。)」に、「兼務する事務長以外の上席の公立学校事務職員(定時制の事務職員を除く。)」を「兼務する事務長以外の上席の公立学校事務職員」に、

事務長以外の上席の公立学校事務職員(定時制の事務職員を除く。)

」

を「

事務長以外の上席の公立学校事務職員（高知北以外の高等学校にあっては定時制の事務職員を、高知北高等学校にあっては夜間部の事務職員を除く。）

」

に改め、同表備考1中「、次長」を「、次長、副所長」に、「副センター長」を「副センター長、副学園長」に改める。

別表第2中

療育福祉センター	総務課長
----------	------

を「

福祉保健所	総務保護課長
療育福祉センター	総務課長

」

に改める。

別表第3の(13)の項を次のように改める。

(13) 委託料	<p>契約をしようとするとき。ただし、次の場合にあつては、支出を決定しようとするときとすることができる。</p> <p>ア 単価契約による場合等契約締結の時点において、支払金額が確定していない場合</p> <p>イ 高知県会計事務集中管理特別会計に係るものである場合</p>
----------	---

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2（第21条関係）

内 訳 書

内訳 番号	相 手 方			金 額
	年度	執行機関	更正決議番号	
			合計	

別記第11号様式の2の2枚目中「上記の金額を最寄りの金融機関等(裏面記載)に納付してください。」を削る。

別記第69号様式の2を削る。

別記第87号様式及び別記第87号様式の2中「課室」を「課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令
監 査 委 員 訓 令

高知県訓令第7号

高知県公営企業局訓令第2号

高知県教育委員会訓令第5号

高知県警察本部訓令第16号

高知県監査委員訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署
監 査 委 員 事 務 局

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直
高知県公営企業局長 長瀬 順一
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
高知県警察本部長 平井 興宣
高知県代表監査委員 奴田原 訂

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県
高知県
高知県南海地震対策推進本部設置規程(平成19年4月高知県
高知県
高知県

訓令第17号

公営企業局訓令第8号
教育委員会訓令第10号
警察本部訓令第20号
監査委員訓令第2号

の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「各課室」を「各課」に改める。

別表第1中「部局連携官」を「理事(東京事務所担当)」に、「監査委員事務局長」を「監査委員事務局長 東京事務所長」に改める。

別表第2中「商工労働部商工労働企画課長」を「商工労働部商工政策課長」に、「森林部森林企画課長」を「森林部森林政策課長」に、「海洋部海洋企画課長」を「海洋部海洋政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第243号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月1日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成20年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,300万円をもって上限とする。
(1) 基本費用 400万円
(2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額
(3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 小野 和男
住所 高知市中万々292番地8
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第244号

平成19年4月高知県告示第262号(会計管理者及び出納員の権

限に属する事務の一部委任)の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

「県税事務所、福祉保健所、衛生研究所、総合看護専門学校、幡多看護専門学校、精神保健福祉センター、療育福祉センター、計量検定所、高知県立農業大学校、高知県立農業大学校研修課、家畜保健衛生所、森林技術センター、幡多土木事務所、高知土木事務所高知港事務所、高知女子大学、高知女子大学池事務室、高知短期大学、青少年センター、図書館、高知県立須崎高等学校、高知県立安芸高等学校、高知県立高知東工業高等学校、高知県立高知工業高等学校、高知県立高知北高等学校、高知県立高岡高等学校、高知県立佐川高等学校、高知県立中村高等学校、高知県立清水高等学校、高知県立須崎高等学校久礼分校、高知県立中村高等学校西土佐分校、高知県立宿毛高等学校大月分校、高知県立高知農業高等学校、高知県立春野高等学校、高知県立高知海洋高等学校、高知県立幡多農業高等学校、高知県立高知追手前高等学校吾北分校、高知県立盲学校及び高知県立高知ろう学校並びに県政情報課、税務課、保健福祉課、医療薬務課、こども課、県民生活課、経営支援課、協同組合指導課、都市計画課及び住宅課、教育委員会事務局高等学校課並びに警察本部の出納員をして、その権限に属する事務の一部を別表第2」を「別表第2に掲げる出納員をして、その権限に属する事務の一部を同表」に改める。

別表第1中「総務部」を「「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務並びに総務部」に、「清流・環境課」を「環境共生課」に、「自然共生課」を「環境対策課」に、「県民生活課」を「県民生活・男女共同参画課」に、「商工労働企画課」を「商工政策課」に、「森林企画課」を「森林政策課」に、「海洋企画課」を「海洋政策課」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

出納員	委任事項	委任の相手方
総務企画課の出納員	「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	総務企画課の現金取扱員
県政情報課の出納員	県政情報課の所掌に係る歳入金(政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例第5条第3項の規定による資産等報告書等の写しの交付に要する費用に係る歳入金を含む。)の収納に関する事務	県政情報課の現金取扱員
税務課の出	税務課の所掌に係る県税及びこ	税務課の現金

納員	れに附帯する徴収金の収納に関する事務	取扱員
保健福祉課の出納員	保健福祉課の所掌に係る災害見舞金の収納に関する事務	保健福祉課の現金取扱員
医療業務課の出納員	医療業務課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医療業務課の現金取扱員
こども課の出納員	こども課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	こども課の現金取扱員
県民生活・男女共同参画課の出納員	県民生活・男女共同参画課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	県民生活・男女共同参画課の現金取扱員
経営支援課の出納員	経営支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	経営支援課の現金取扱員
協同組合指導課の出納員	協同組合指導課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	協同組合指導課の現金取扱員
都市計画課の出納員	都市計画課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	都市計画課の現金取扱員
住宅課の出納員	住宅課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	住宅課の現金取扱員
教育委員会事務局高等学校課の出納員	教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の現金取扱員
警察本部の出納員	警察本部の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	警察本部の現金取扱員
県税事務所の出納員	県税事務所の所掌に係る県税及びこれに附帯する徴収金、歳入歳出外現金並びに有価証券の収納に関する事務	当該県税事務所の現金取扱員
東京事務所の出納員	「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	東京事務所の現金取扱員

福祉保健所の出納員	福祉保健所の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	当該福祉保健所の現金取扱員
衛生研究所の出納員	衛生研究所の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	衛生研究所の現金取扱員
総合看護専門学校の出納員	総合看護専門学校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	総合看護専門学校の現金取扱員
幡多看護専門学校の出納員	幡多看護専門学校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	幡多看護専門学校の現金取扱員
精神保健福祉センターの出納員	精神保健福祉センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	精神保健福祉センターの現金取扱員
療育福祉センターの出納員	療育福祉センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	療育福祉センターの現金取扱員
大阪事務所の出納員	「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	大阪事務所の現金取扱員
名古屋事務所の出納員	「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	名古屋事務所の現金取扱員
計量検定所の出納員	計量検定所の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	計量検定所の現金取扱員
高知県立農業大学校の出納員	高知県立農業大学校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知県立農業大学校の現金取扱員
高知県立農業大学校研修課の出納員	高知県立農業大学校研修課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知県立農業大学校研修課の現金取扱員
家畜保健衛生所の出納員	家畜保健衛生所の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	当該家畜保健衛生所の現金取扱員

森林技術センターの出納員	森林技術センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	森林技術センターの現金取扱員
幡多土木事務所の出納員	幡多土木事務所の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	幡多土木事務所の現金取扱員
高知女子大学の出納員	高知女子大学の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知女子大学の現金取扱員
高知女子大学池事務室の出納員	高知女子大学池事務室の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知女子大学池事務室の現金取扱員
高知短期大学の出納員	高知短期大学の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知短期大学の現金取扱員
青少年センターの出納員	青少年センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	青少年センターの現金取扱員
図書館の出納員	図書館の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	図書館の現金取扱員
高知県立須崎高等学校の出納員	高知県立須崎高等学校(全日制)の所掌に係る歳入金(授業料に限る。)の収納に関する事務	高知県立須崎高等学校(全日制)の現金取扱員
高知県立安芸高等学校の出納員	高知県立安芸高等学校(定時制)、高知県立高知東工業高等学校(定時制)、高知県立高知北高等学校(定時制)、高知県立高岡高等学校(定時制)、高知県立佐川高等学校(定時制)、高知県立須崎高等学校(定時制)、高知県立中村高等学校(定時制)及び高知県立清水高等学校(定時制)の所掌に係る歳入金(授業料に限る。)の収納に関する事務	当該高等学校(定時制)の現金取扱員

高等学校、高知県立須崎高等学校、高知県立中村高等学校及び高知県立清水高等学校の出納員		
高知県立中村高等学校及び高知県立宿毛高等学校の出納員	高知県立中村高等学校西土佐分校及び高知県立宿毛高等学校大月分校の所掌に係る歳入金(授業料に限る。)の収納に関する事務	当該高等学校分校の現金取扱員
高知県立高知農業高等学校、高知県立春野高等学校、高知県立春野高等学校、高知県立高知海洋高等学校及び高知県立幡多農業高等学校の出納員	高知県立高知農業高等学校、高知県立春野高等学校、高知県立高知海洋高等学校及び高知県立幡多農業高等学校の所掌に係る歳入金(生産物売払代金に限る。)の収納に関する事務	当該高等学校の現金取扱員
高知県立高知追手前高等学校の出納員	高知県立高知追手前高等学校吾北分校の所掌に係る歳入金(生産物売払代金に限る。)の収納に関する事務	高知県立高知追手前高等学校吾北分校の現金取扱員
高知県立盲学校及び高知県立高知ろう学校の出納員	高知県立盲学校及び高知県立高知ろう学校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	当該学校の現金取扱員

公営企業局管理規程

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表診療部の項中「心療内科」を削る。

第6条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 病院事業に関する遊休資産(固定資産のうち、廃棄処分以外に活用が可能なものをいう。)の売却に関すること。

第6条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第2号コに掲げる事項については、総務課の主管に属する事項を除く。

第16条第1項の表事業所の項中「班長」を「チーフ」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。



高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程(昭和28年高知県電気局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表1の項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断」を「風水害震火災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難」に改め、同表2の項中「風水害、震火災その他非常災害による交通シャ断」を「風水害震火災その他非常災害時の職員の退勤途上における身体の危険回避」に、「同上記」を「その都度必要と認める時間」に改め、同表3の項中「風水害、震火災」を「風水害震火災」に改め、同表4の項を削り、同表5の項中「同上記」を「その都度必要と認める時間」に改め、同項を同表4の項とし、同表6の項中「同上記」を「その都度必要と認める時間」に改め、同項を同表5の項とし、同表7の項を削り、同表8の項を同表6の項とし、同表9の項を同表7の項とし、同表10の項を同表8の項とし、同表11の項を同表9の項とし、同表12の項を同表10の項とし、同表13の項を同表11の項とし、同表14の項中「前の日前の」を「前の」に改め、同項を同表12の項とし、同表15の項中「14の項」を「12の項」に改め、同項を同表13の項とし、同表の16の項を同表14の項とし、同表17の項を同表15の項とし、同項の

次に次のように加える。

看護 ア 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、この限りでない。	ア 一年につき5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)
(16) イ アにより一年につき5日承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、この限りでない。	イ 一年につき2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)

第30条第1項の表18の項を削り、同表19の項を同表17の項とし、同表20の項中「暦年」を「一の年」に改め、同項を同表の18の項とし、同表21の項中「祭日」を「祭日(父母、配偶者及び子の死亡後15年以内のものに限る。)」に、「慣習上最小限度必要と認める期間」を「その都度必要と認める場合において、1日」に改め、同項を同表19の項とし、同表22の項を同表20の項とし、同条第2項中「10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項」を「8の項、9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項」に改める。

第31条中「10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項」を「8の項、9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項」に改める。

第33条第1項中「7の項及び8の項」を「6の項」に改め、同条第4項中「7の項、8の項、10の項及び22の項」を「8の項及び20の項」に改める。

別表第2配偶者の項中「10日」を「7日」に改め、同表姻族の項中「7日」を「3日」に、「配偶者のおじ若しくはおば又はおじ若しくは」を「おじ又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程による改正後の高知県公営企業局職員就業規程別表第2の規定にかかわらず、この規程の施行の日前から同日以後まで引き続き特別休暇の期間については、なお従前の例による。

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第8号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号及び第29条第3項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、降下した」を「、降下した職員について、当該降下した」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第1号

本 局

各事業所
各 病 院

高知県企業局電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県企業局電子署名規程の一部を改正する訓令

高知県企業局電子署名規程(平成16年4月高知県企業局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

本 局
各事業所
各 病 院

題名を次のように改める。

高知県公営企業局電子署名規程

本則中「高知県企業局」を「高知県公営企業局」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第5号

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和35年高知県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この規則の」を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

(学校評価等)

第2条の2 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の教育目標に沿った項目を設定して、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の生徒の保護者その他の学校関係者(以下この項において「学校関係者」という。)に積極的に情報を提供するとともに、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校関係者による評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 校長は、前2項の規定による評価の結果を、当該評価を行った年度の3月31日までに、教育委員会に報告しなければならない。

4 校長は、第1項及び第2項の規定による評価の結果を踏まえ

て、学校運営の改善を図るための適切な措置を講ずるものとする。

第7条第1項中「始」を「始め」に、「はかる」を「図る」に改める。

第9条第1項中「以下」を「以下この条において」に改める。
第15条第1項中「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項」に改める。

第21条の見出し中「教育長への」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

指導を要する教職員の取扱いに関する規則をここに公布する。
平成20年3月31日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第6号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第25条の2第5項及び第6項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項及び第4項の認定の手続並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第47条の2第2項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項その他児童又は生徒に対する指導が不適切である等の理由によりその改善を図るための指導を要する教職員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 高知県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の任命に係る者であること。

(2) 市町村(市町村の組合を含む。次条第2項において同じ。)が設置する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)(以下「市町村立学校等」という。)又は県立の中学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下「県立学校」という。)に所属する者であること。

(3) 校長又は指導主事(地教行法第19条第4項の規定に基づき公立学校の教員をもって充てられた者に限る。)でないこと。

(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1

項若しくは第28条の5第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定に基づき採用された者でないこと。

(5) 臨時的任用職員又は非常勤職員でないこと。

2 この規則において「指導を要する教職員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する教職員であって、改善のための指導を必要とするものをいう。

(1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない者

(2) 指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない者

(3) 児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない者

(4) 勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障がある者

(5) その職に必要な適格性を欠いている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教職員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導その他の校務を適切に行うことができない者

(指導を要する教職員の認定の申請等)

第3条 県立学校の校長は、当該県立学校に所属する教職員が前条第2項各号のいずれかに該当する可能性があると認める場合であって、当該教職員に改善のための指導を行ったにもかかわらず、勤務の状況に改善が見られない又は改善の程度が少ないと認めるときは、当該教職員について、指導を要する教職員の認定を県教育委員会に申請するものとする。

2 市町村の教育委員会は、その設置する市町村立学校等に所属する教職員について、当該市町村立学校等の校長からの報告に基づき、当該教職員が前条第2項各号のいずれかに該当する可能性があると認める場合であって、当該教職員に改善のための指導を行ったにもかかわらず、勤務の状況に改善が見られない又は改善の程度が少ないと認めるときは、指導を要する教職員の認定を県教育委員会に申請することができる。

3 県教育委員会は、前2項の規定による申請に係る事実の確認を行うため必要があると認めるときは、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に必要な資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(指導を要する教職員の認定等)

第4条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る教職員について、第8条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、指導を要する教職員の認定(教特法第25条の2第1項の認定を含む。以下同じ。)を行うかどうかを決定しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定により高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴くときは、あらかじめ、当該教職員に意見を申し出る機会を与えなければならない。ただし、当該教職員が書面により意見を提出したときは、この限りでない。

3 県教育委員会は、第1項の認定(以下「指導を要する教職員の認定」という。)に当たって、その原因が精神疾患その他の疾病に起因するおそれがあると認めるときは、医師の意見を聴かなければならない。

4 指導を要する教職員の認定は、毎年3月に行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

5 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、書面により申請者及び当該申請に係る教職員に通知しなければならない。この場合において、教職員への通知は、申請者(市町村立学校等に所属する教職員であるときにあっては、申請者及び当該市町村立学校等の校長。次条第2項後段及び第6条第5項後段において同じ。)を通じてするものとする。

(改善研修)

第5条 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、当該指導を要する教職員に対し、その能力、適性等に応じて、改善研修(教特法第25条の2第1項に規定する指導改善研修及び地教法第47条の2第1項第2号の研修等必要な措置を含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 県教育委員会は、前項の改善研修(以下「改善研修」という。)を行うときは、その実施について、書面により申請者及び当該指導を要する教職員に通知しなければならない。この場合において、指導を要する教職員への通知は、申請者を通じてするものとする。

3 改善研修の期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、改善研修の期間を短縮し、又は当該改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で延長することができる。

4 県教育委員会は、改善研修の実施に当たっては、当該改善研修を受ける指導を要する教職員の能力、適性等に応じて、その者ごとに改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、改善研修に関し必要な事項は、高知県教育長(以下「教育長」という。)が定める。

(改善の程度の認定等)

第6条 県教育委員会は、改善研修の終了時において、第8条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定(教特法第25条の2第4項の認定を含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 申請者は、改善研修の終了時において、県教育委員会に対し、当該改善研修を受けた指導を要する教職員の改善の程度に関する意見を申し出ることができる。

3 第3条第3項並びに第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の認定(以下「改善の程度の認定」という。)について、準用する。

4 県教育委員会は、改善の程度の認定に基づき、次の各号に掲げるいずれかの決定を行うものとする。

(1) 指導を要する教職員の認定を解除すること。

(2) 指導を要する教職員の認定を継続すること。

(3) 引き続き改善研修を行ったとしても改善が期待できないとして改善研修を打ち切ること。

5 県教育委員会は、前項の規定により決定を行ったときは、書面により申請者及び当該決定に係る指導を要する教職員に通知しなければならない。この場合において、指導を要する教職員への通知は、申請者を通じてするものとする。

(県費負担教職員の免職及び県の職への採用等)

第7条 県教育委員会は、前条第4項第3号に掲げる決定に係る指導を要する教職員について、次条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、次の各号に掲げるいずれかの措置をとることができる。

(1) 県費負担教職員(地教法第47条の2第1項に規定する県費負担教職員をいう。)にあっては、同項各号のいずれにも該当する者を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長及び教員の職を除く。次号において同じ。)に採用すること。

(2) 県立学校に所属する教職員にあっては、当該職以外の県の常時勤務を要する職への転職(昇任及び降任以外の方法により職名を異にする職に任命することをいう。)をさせること。

(3) 地方公務員法第28条第1項の規定に基づき、降任し、又は免職すること。

2 県教育委員会は、前項第3号に掲げる措置(免職に限る。)に当たっては、同項第1号又は第2号に掲げる措置をとることを検討するように努めるものとする。

(高知県教職員資質・指導力審査会)

第8条 次に掲げる事項を審議させるため、県教育委員会に高知県教職員資質・指導力審査会(以下この条において「審査会」という。)を置く。

(1) 指導を要する教職員の認定に関する事項

(2) 改善の程度の認定に関する事項

(3) 前条第1項各号に掲げる措置に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が指定する事項

2 審査会の委員は、教育学、医学、心理学その他の専門的知識を有する者及び児童又は生徒の保護者(親権を行う者又は未成年後見人であって、県内に居住するものに限る。)その他県教育委員会が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。
(プライバシーの保護)

第9条 指導を要する教職員に係る手続を行うに際しては、当該指導を要する教職員のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則の廃止)

2 県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則(平成14年高知県教育委員会規則第5号)は、廃止する。



高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日(掲示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第7号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則(昭和43年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「体育スポーツ課」を「スポーツ健康教育課」に改める。

第9条中第17号を第18号とし、第7号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 広聴及び広報に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

第10条第5号を削り、同条第6号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第8号中「学習障害等」を「発達障害等」に改める。

第17条(見出しを含む。)中「体育スポーツ課」を「スポーツ健康教育課」に改め、同条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 学校保健、学校給食及び学校安全に関すること。
- (2) 健康教育、安全教育及び食育に関すること。
- (3) 高知県学校保健会及び高知県学校給食会に関すること。

第17条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (6) 学校体育に関すること。
- (7) 児童生徒の体力向上に関すること。

第17条第8号から第12号までを次のように改める。

- (8) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (9) 総合型地域スポーツクラブに関すること。
- (10) 高知県スポーツ振興審議会に関すること。
- (11) 体育関係団体の育成及び指導に関すること。
- (12) 競技力向上に関すること。

第17条中第13号から第15号までを削り、第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号を削り、第19号を第15号とし、第20号を第16号とし、第21号を第17号とし、同条第22号中「学校保健安全、学校給食」を「学校保健、学校給食、学校安全」に改め、同条を同条第18号とする。

第19条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 東部教育事務所にあつては、市町村教育委員会に対する広域支援に関すること。

第19条第2項中「前項第4号及び第10号」を「前項第4号及び第11号」に改める。

第23条第1項第10号を同項第13号とし、同項第9号の次に次の3号を加える。

- (10) 情報教育の推進に関する企画及び調整に関すること。
- (11) 情報教育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (12) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

第23条第2項第1号中「に応じた研修(管理職員研修並びに幼稚園教職員及び保育施設職員の研修(次項第1号において「幼保研修」という。)を除く。)」を「並びに保育施設職員の職能に応じた研修」に改め、同項に次の6号を加える。

- (5) 保育施設職員の保育技術向上に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (6) 幼稚園教育及び特別支援教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (7) 保育施設職員の保育技術向上に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
- (8) 幼稚園教育及び特別支援教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

- (9) 特別支援教育に関する研修に関すること。
- (10) 特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する教育相談の企画及び実施並びに就学相談に関すること。

第23条第3項各号を次のように改める。

- (1) 教職員の資質・指導力向上に関する研修に関すること。
- (2) 教職員の資質・指導力向上の在り方に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (3) 教職員の資質・指導力向上の在り方に関する資料の収集及び整理に関すること。
- (4) 教職員の資質・指導力向上に関する校内研修支援に関すること。

第37条の表グループ長の項を削る。

第39条第1項の表教育政策課の項中「教育企画監」を「教育企画監 企画監」に改める。

第40条第1項の表県立図書館の項中「グループ長」を「チーフ」に改める。

第41条の表中

高知県文化財保護審議会	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第44条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	文化財課
高知県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	体育スポーツ課
高知県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第1項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	生涯学習課

を

高知県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第1項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	生涯学習課
登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第	文化財課

	3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務	
高知県文化財保護審議会	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第44条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	文化財課
高知県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成20年3月31日現在において、体育スポーツ課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、現に有する職名をもって、スポーツ健康教育課に勤務を命ぜられたものとする。
(高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部改正)
- 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(昭和42年高知県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改める。
第9条第2項第1号中「体育スポーツ課長」を「スポーツ健康教育課長」に改める。

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第8号

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第36号を第37号とし、第7号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令をここに公布する。

平成20年3月31日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(高知県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 高知県教育委員会公印規程(平成15年3月高知県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1専用教育長印の項中「体育スポーツ課長」を「スポーツ健康教育課長」に改める。

(高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部改正)

第2条 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の表教育機関の高知県立図書館長の項中「グループ長」を「チーフ」に改める。

(高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部改正)

第3条 高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程(昭和61年8月高知県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「グループ長(普及協力担当)」を「チーフ(支援協力担当)」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第5号

高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を高知県保護有形文化財に指定する。

平成20年3月31日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県保護有形文化財
工芸品の部

名称	員数	内容	所有者
大野見竹原熊野神社の熊野三山本地仏懸仏	3面	阿弥陀如来坐像懸仏 鏡板径31.5センチメートル 薬師如来坐像懸仏 鏡板径31.5センチメートル 千手観音坐像懸仏 鏡板径31.5センチメートル	高岡郡中土佐町大野見竹原684番地熊野神社

建造物の部

名称	員数	内容	所在地	所有者
旧致道館表門及び附番所東西築地塀	5棟	表門 木造薬医門切妻屋根 棧瓦葺、桁行4.40メートル、梁間1.75メートル 番所 木造切妻屋根棧瓦葺、桁行2.59メートル、梁間1.93メートル 板塀 木造板張笠木附(東部分1.71メートル)、屋根棧瓦葺(西部分1.85メートル) 東築地塀 屋根棧瓦葺、長さ13.70メートル 西築地塀 屋根棧瓦葺、長さ8.40メートル	高知市丸ノ内一丁目4番2	高知県

教育長訓令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局
各教育機関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日(揭示済)

高知県教育長 中澤 卓史

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下この条において「法」という。)第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可に関する事。

(4) 法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可に関する事。

第13条に次の15号を加える。

(5) 法第8条の規定に基づく法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の条件に関する事。

(6) 高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号。以下この条において「条例」という。)第4条第1項の規定による行為の許可及び同条第3項の規定に基づく当該許可の条件に関する事。

(7) 条例第7条の規定に基づく入園の制限等に関する事。

(8) 条例第8条の規定に基づく利用の禁止又は制限に関する事。

(9) 条例第9条第1項ただし書の規定に基づく供用日時の変更等(定例的なものに限る。以下この号において同じ。)及び当該変更等の承認並びに同条第2項の規定に基づく当該承認の条件に関する事。

(10) 条例第10条第1項の規定による特定公園施設の利用の許可及び同条第2項の規定に基づく当該許可の条件に関する事。

(11) 条例第12条の規定に基づく監督処分に関する事。

(12) 条例第14条第2項の規定に基づく原状回復等についての指示に関する事。

(13) 条例第18条第1項の規定による使用料及び占用料の徴収に関する事。

(14) 条例第19条第1項の規定による広告出展料の徴収に関する事。

(15) 条例第20条第1項の規定による利用料の徴収に関する事。

(16) 条例第21条の規定に基づく使用料等の減免に関する事。

(17) 条例第22条ただし書の規定に基づく利用料等の還付に関する事。

(18) 条例第26条の2第2項の規定に基づく利用料の後納の承認に関する事。

(19) 条例第42条の規定による届出の受理に関する事。
第14条(見出しを含む。)中「体育スポーツ課長」を「スポーツ健康教育課長」に改める。

別表の7の(6)の項及び7の(7)の項を次のように改める。

(6) 補助事業の交付要綱の制定に関する事。			○			財政課長
(7) 補助事業の交付要綱の改廃に関する事。			○			財政課長 ※

別表の7の(11)の項を同表の7の(12)の項とし、同表の7の(10)の項を同表の7の(11)の項とし、同表の7の(9)の項を同表の7の(10)の項とし、同表の7の(8)の項を同表の7の(9)の項とし、同表の7の(7)の項の次に次のように加える。

(8) 補助事業に起因して得た財産の処分の承認に関する事。			○			財政課長 ※
-------------------------------	--	--	---	--	--	--------

別表の8の(1)のアの項中「別に指定するもの」を「新規に、又は債務負担行為と併せて決裁されるもので、別に指定するもの内定及び決定」に改め、同表の8の(2)の項を次のように改める。

(2) ア 変更後の額が1件1,000万円以上のもの			○			(1)において財政課長に合議したものの変更については、財政課長に合議する。 ※
----------------------------	--	--	---	--	--	--

イ 変更後の額が1件1,000万円未満のもの				○		※
------------------------	--	--	--	---	--	---

別表の8の(4)の項を次のように改める。

(4) 要綱の制定及び貸付条件の決定に関する事。			○			財政課長
--------------------------	--	--	---	--	--	------

別表の9の(1)のアの項中「別に指定する工事」を「庁舎等の施設整備に係る建設工事」に改め、同表の9の(1)のウの項を次のように改める。

ウ 1件の工事請負対象金額が2億円未満のもの				○		※
------------------------	--	--	--	---	--	---

別表の10の(1)のアの項を次のように改める。

ア 1件の契約対象金額が5,000万円以上のもの				○		次の(ア)から(ウ)までに係る施行決定については、財政課長に合議する。 (ア) 庁舎等の施設整備に係る設計等の委託 (イ)
--------------------------	--	--	--	---	--	---

						県有施設 の管運 営の委 託 (ウ) 政 策的又 は奨励 的な新 規委 託
--	--	--	--	--	--	--

別表の11の(2)のアの項を次のように改める。

ア 高知県用品等調達特別会計で調達する用品等の交付請求			○			課長が 適当と 認める ものにつ いては、課 長補佐等 が専決す る。
-----------------------------	--	--	---	--	--	--

別表の11の(2)のイの(ア)の項中「重要物品」を「重要物品(高知県財産規則第64条に規定する重要物品をいう。以下この項において同じ。)」に改め、同表の12の(2)の項を次のように改める。

(2) 歳出予算の流用に関する事。			○			財政課 長
-------------------	--	--	---	--	--	----------

別表の12の(18)のナの項を次のように改める。

ナ 貸付金						この事 項の決 裁は、 8に定 めると ころに よる。
-------	--	--	--	--	--	---

別表の12の(21)の項を次のように改める。

(21) 債務負担行為に関する事。			○			財政課 長
-------------------	--	--	---	--	--	----------

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第5号

平成10年3月高知県公安委員会告示第3号(交通安全活動推進センターの名称等)で告示した事項について、交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)第3条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月25日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 変更事項
代表者の氏名
- 2 変更内容
(変更前) 西山 俊彦
(変更後) 岡崎 俊一
- 3 変更年月日
平成19年7月11日